

⑧ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 市下水道課(内線71131) 市資源循環課(内線129)

(公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4000 県環境対策課 Tel 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律で義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆様のご協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申し込み
保守点検	20人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3～4か月に1回	浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検・調整、消毒剤の点検・補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから4～9か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

⑨ 実用英語技能検定の受験費用の一部を助成します

問・申 学務課(内線379)

実用英語技能検定の受験を希望する方は、次のとおりお申し込みください。

検定日時 9月28日(日)

3級：午前9時30分～ 準2級：午前10時～ 4級：午前10時30分～

準2級プラス：午後1時45分～ 2級：午後2時～ 5級：午後2時40分～

会場 市役所 本所 教育棟(笠間市中央3-2-1)

対象 市内在住で、市外の小・中・義務教育学校に在籍する小学5年生～中学3年生

助成額 検定料から自己負担金を差し引いた額を同一年度1回のみ助成します。

助成後の自己負担金	小学5・6年生	中学1年生	中学2・3年生
	5級以上	4級以上	3級以上
	1,200円	1,500円	2,000円

申込方法 申請書は窓口に備え付けてあります。自己負担金を添えて窓口でお申し込みください。自己負担金はお釣りのないよう封筒に入れてご準備ください。来庁者、受験者の方の身分証明書をご持参ください。

※市内の小・中・義務教育学校に在籍の方は、直接学校へお申し込みください。

申込期限 8月22日(金) 午後5時